

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年6月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600277号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月

私がA社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までについて、賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、A社は、請求者の当該期間に係る賞与を支給し厚生年金保険料を控除していたが、賞与の支払に関する届出及び保険料の納付は行っておらず、また、資料が残っていないため、当該期間に係る賞与の支給額及び保険料の控除額については不明であると回答している。

また、請求者は、請求期間①から⑤までに係る賞与明細書などの資料を所持していないため、当該期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、請求期間①から⑤までについて、請求者の居住地であるB市及び管轄のC税務署に対し請求者に係る税務関係について照会したが、いずれも保存期間経過により関係資料を保存していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。